

国立大学法人高知大学防災管理規則

平成18年1月25日

規則 第 558 号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学における防災管理の徹底を期し、火災、震災、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防災管理については他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(防災管理総括者)

第3条 防災管理に関し総括するため防災管理総括者を置き、学長をもって充てる。

2 防災管理総括者は、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、災害対策総括本部及び各地区に災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部の組織及び業務は、次のとおりとする。

組 織	本部長	所掌範囲	災害対策本部の組織と業務
災害対策総括本部	学 長	総 括	本部長が定める。
朝倉地区災害対策本部	事務局長	朝倉地区の団地 (特別支援学校を除き、小津地区宿舎、勝負の川地区宿舎及び高須宿舎を含む。)	各地区災害対策本部の組織及び業務は、各本部長が定め、防災管理総括者に報告する。
岡豊地区災害対策本部	医学部長	岡豊地区の団地 (中島宿舎、蒲原宿舎及び艇庫を含む。)	
物部地区災害対策本部	農林海洋科学部長	物部地区の団地 (嶺北フィールド・日章寮を含む。)	
附属学校園災害対策本部	教育学部長	附属学校園	
宇佐地区災害対策本部	総合研究センター長	宇佐地区の団地	
各寄宿舎災害対策本部	学務部長	各寄宿舎 (日章寮を除く。)	

4 防災管理総括者は、各地区の災害対策本部に対し、他の地区の災害対策本部を横断的に支援させることができる。

5 災害対策総括本部に副本部長を置き、本部長を補佐するものとし、理事（財務・労務管理担当）をもって充てる。

（副防災管理総括者）

第4条 防災管理に関し、防災管理総括者を補佐し業務を処理するため副防災管理総括者を置き、理事（財務・労務管理担当）をもって充てる。

2 副防災管理総括者は、次に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 防災計画の作成に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 緊急連絡体制に関すること。
- (4) 電気、水道、ガス、情報網等のライフラインの確保及び早期復旧に関すること。
- (5) 関係機関の要請により、近隣住民の避難場所とするための施設提供に関すること。
- (6) その他防災管理に関すること。

（防災管理責任者及び防災管理者等）

第5条 防災管理総括者は、次表に定める区分により、防災管理責任者及び朝倉地区・岡豊地区については消防法（昭和23年法律第186号）第36条第1項に定める防災管理者、その他の地区については同法第8条第1項に定める防火管理者（以下「防災管理者等」という。）を置く。ただし、防災管理者等として充てることとされている役職者が資格を有していない場合は、有資格者の中から充てるものとする。

管理区域	防災管理責任者	防災管理者等
朝倉地区（特別支援学校を除き、小津地区宿舎、勝負の川地区宿舎及び高須宿舎を含む。）	事務局長	財務課長
岡豊地区（中島宿舎、蒲原宿舎及び艇庫を含む。）	医学部長	会計課長
物部地区（嶺北フィールド・日章寮を含む。）	農林海洋科学部長	物部総務課長
教育学部附属幼稚園 教育学部附属小学校 教育学部附属中学校 教育学部附属特別支援学校	教育学部長	教育学部附属幼稚園副園長 教育学部附属小学校副校長 教育学部附属中学校副校長 教育学部附属特別支援学校副校長

宇佐地区	総合研究センター 長	研究推進課長
各寄宿舍（日章寮を除く。）	学務部長	学生支援課長

2 防災管理責任者は、各地区における前条第2項各号に掲げる業務を処理するものとする。

3 防災管理者等は、消防法の定めるもののほか防災管理責任者の下で次に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 各地区の防災計画を作成し、必要に応じて変更すること。
- (2) 防災訓練を年1回以上実施すること。
- (3) 防災設備等の点検及び整備に関すること。
- (4) その他防災管理上必要なこと。

（防災管理総括者への報告）

第6条 防災管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する事項については、速やかに防災管理総括者に報告するものとする。

- (1) 災害が発生した場合の状況、措置及びその結果
- (2) 前条第3項第1号で定める防災計画を作成又は変更したとき。
- (3) その他防災管理上重要なこと。

（防火担当責任者）

第7条 防災管理責任者は、防災管理者等の下に諸施設について区域を定め、防火担当責任者を置くものとする。

2 防火担当責任者は、火災の予防について防災管理者等の指示に従い、次に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 取締区域において火元責任者に指示し、火気の安全なことを確かめること。
- (2) 消防用設備等を常時点検し、故障等により修理の必要があると認めたときは、速やかに修理の手続をすること。

（火元責任者）

第8条 防災管理責任者は、火元責任者を定め火気取締りの任にあたらせるものとする。

2 火元責任者は、火災の予防について防災管理者等及び防火担当の責任者の指示に従い、直接火気の安全を確かめるとともに次に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 火気使用設備器具等の管理と安全確認に関すること。

- (2) 火気を使用する際の終業時の点検に関すること。
- (3) 電気設備及び危険物の日常の維持管理に関すること。
- (4) その他火気取締上必要なこと。

(自主防災隊の設置)

第9条 防災管理責任者は、災害発生時に対応するため自主防災隊を設置する。

2 防災管理責任者は、災害発生時の状況を判断して自主防災隊の出動を命じ、事態に迅速に対処するものとする。

3 自主防災隊に関する組織及び業務は、防災管理責任者が別途定める。

(教職員、学生等の責務)

第10条 教職員、学生等は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時においてその災害を最小限にとどめるため、相互に協力して事態に対処する。

2 教職員は、進んで防災に関する教育を受け、防災管理の徹底を期するように努めなければならない。

(事務)

第11条 防災管理に関する事務は、財務部財務課が行う。

附 則

1 この規則は、平成18年1月25日から施行する。

2 国立大学法人高知大学防火管理規則（平成16年4月1日規則第91号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月28日規則第41号）

この規則は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第21号）

この規則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日規則第17号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。